

新規上場申請のための四半期報告書

(第14期第1四半期)

自 2020年4月1日

至 2020年6月30日

ステラファーマ株式会社

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	5
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	5
(5) 大株主の状況	5
(6) 議決権の状況	6
2 役員の状況	6
第4 経理の状況	7
1 四半期財務諸表	8
(1) 四半期貸借対照表	8
(2) 四半期損益計算書	9
第1 四半期累計期間	9
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 清田 瞭 殿
【提出日】	2021年3月19日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）
【会社名】	ステラファーマ株式会社
【英訳名】	STELLA PHARMA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上原 幸樹
【本店の所在の場所】	大阪市中央区高麗橋三丁目2番7号 O R I X高麗橋ビル
【電話番号】	(06) 4707-1516（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼総務部長 藤井 祐一
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区高麗橋三丁目2番7号 O R I X高麗橋ビル
【電話番号】	(06) 4707-1516（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼総務部長 藤井 祐一

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第1四半期累計期間	第13期
会計期間	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (千円)	109,721	—
経常損失 (△) (千円)	△130,703	△959,351
四半期 (当期) 純損失 (△) (千円)	△131,416	△962,238
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	1,900,000	1,900,000
発行済株式総数 (株)	19,960,000	19,960,000
純資産額 (千円)	558,616	690,033
総資産額 (千円)	2,478,782	2,660,006
1株当たり四半期 (当期) 純損失 (△) (円)	△6.58	△61.68
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	22.5	25.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期) 純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり四半期 (当期) 純損失であるため、記載しておりません。

5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため、記載しておりません。

6. 当社は、第13期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第13期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

7. 当社は、2019年11月14日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期 (当期) 純損失を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 財政状態の状況

（資産）

当第1四半期会計期間末における総資産は前事業年度末より181,223千円減少し、2,478,782千円となりました。これは、研究開発費等の支出により現金及び預金が231,265千円、仕掛品が57,956千円減少し、一方で売掛金が120,693千円増加したことが主な要因であります。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債は前事業年度末より49,807千円減少し、1,920,166千円となりました。これは、長期借入金40,002千円減少したことが主な要因であります。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産は前事業年度末より131,416千円減少し、558,616千円となりました。これは、四半期純損失131,416千円を計上したことが主な要因であります。

(2) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府による緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出自粛要請が続くなど、国内における消費活動は著しく減少し、国内景気の先行きはより一層不透明な状況が続いております。

国内の医薬品業界につきましても、薬価引き下げなどによる医療費抑制の方針が示され、通常2年に1回の薬価改定が2021年度からは毎年改定されることが予定されているなど、医薬品業界の事業環境も厳しいものとなることが予想されます。

このような環境のもと、当社は2020年3月にBNCT※¹用ホウ素薬剤「ステボロニン®点滴静注バッグ 9000 mg/300 mL」（一般名：ボロファラン（¹⁰B）、開発名：SPM-011、以下ステボロニン®）の製造販売承認を取得し、2020年5月の薬価収載を受けて、販売を開始いたしました。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は109,721千円、営業損失は129,899千円、経常損失は130,703千円、四半期純損失は131,416千円となりました。

なお、当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

<創薬パイプラインの状況>

① SPM-011 [対象疾患：再発悪性神経膠腫※²]

日本国内において、2015年12月に治験届を提出し、2017年4月には厚生労働省の「先駆け審査指定制度」※³の対象品目に指定されました。

その後、2020年7月に治験終了届を提出し、現在は承認申請に係る相談を行っております。

② SPM-011 [対象疾患：再発高悪性度髄膜腫※⁴]

大阪医科大学附属病院において、医師主導治験※⁵として第Ⅱ相臨床試験を実施しており、本試験で使用される治験薬は当社が提供しております。

③ SPM-011 [対象疾患：悪性黒色腫※⁶及び血管肉腫※⁷]

日本国内において、2019年9月に治験届を提出し、第Ⅰ相臨床試験を実施しております。なお、本試験は株式会社CICSが開発した加速器中性子捕捉療法装置「CICS-1」を用い、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院において実施しております。

< 語句説明 >

※1 「BNCT」 ……Boron Neutron Capture Therapyの略称。

BNCTとは、放射線治療の一種であり、新しいがんの治療法です。ホウ素の安定同位体であるB-10（天然ホウ素に約20%含まれる）の原子核はエネルギーの低い低速の中性子（熱中性子）をよく吸収し、直ちにヘリウム原子核（ ^4He 核（ α 粒子））とリチウム原子核（ ^7Li 核）に分裂します。これら原子核は細胞を破壊する能力が非常に大きい一方で、影響を及ぼす範囲が4～9ミクロン（ μm ）と極めて短いことが特徴です。また、熱中性子自体の細胞破壊能力は小さいため、B-10を含む物質ががん細胞に選択的に集積し、そこに熱中性子が照射されると、そのがん細胞は選択的に破壊されます。この原理に基づいて考案された医療技術がBNCTです。

※2 「悪性神経膠腫」

神経膠腫とは、脳に発生する悪性腫瘍で原発性脳腫瘍の約30%を占めます。神経膠腫は、その悪性度によって4段階（グレードⅠ～Ⅳ）に分類され、中でもグレードⅢ～Ⅳに分類される悪性度が高い神経膠腫を悪性神経膠腫と呼び、さらにグレードⅣの神経膠腫を膠芽腫と呼びます。膠芽腫を含む悪性神経膠腫は、現在なお治療が困難な疾患とされています。

※3 「先駆け審査指定制度」

一定の要件を満たす新薬等について、厚生労働省が、開発の比較的早期の段階から薬事承認に係る相談・審査等において優先的な取扱いを行う制度です。具体的には、「①治療薬の画期性、②対象疾患の重篤性、③対象疾患にかかる極めて高い有効性、④世界に先駆けて日本で早期開発・申請する意思」の4つの要件を満たす画期的な新薬等を開発段階で対象品目に指定し、新たに整備された相談の枠組みを優先的に適用し、かつ優先審査を適用することにより、審査期間を6ヶ月（通常は12ヶ月）まで短縮することを目指すものとされています。なお、先駆け審査指定制度においては、対象品目の指定時に予定される効能又は効果も指定されることから、製造販売承認取得後に適応疾患を拡大する際には同制度の対象外となります。当社は、本書提出日現在、再発悪性神経膠腫と切除不能な局所再発頭頸部癌並びに局所進行頭頸部癌（非扁平上皮癌）について、対象品目の指定を受けています。

※4 「高悪性度髄膜腫」

髄膜とは、脳と脊髄を保護している薄い組織層で、髄膜腫とはその内側の層の一つにできるがんのことです。髄膜腫は良性であることが多く、高悪性度髄膜腫は希少疾患である一方で、再発や転移を起こしやすい、治りにくい腫瘍の一つです。

※5 「医師主導治験」

医師主導治験とは、製薬企業等と同様に医師自ら治験を企画・立案し、治験計画届を提出して実施する治験を指します。大阪医科大学附属病院において実施している再発高悪性度髄膜腫の臨床試験に使用されるホウ素薬剤は、当社から提供しております。

※6 「悪性黒色腫」

悪性黒色腫は皮膚がんの一つで、単に黒色腫又はメラノーマと呼ばれることもあります。皮膚の色と関係するメラニン色素を産生する皮膚の細胞で、表皮の基底層に分布しているメラノサイト又は母斑細胞が悪性化した腫瘍と考えられています。

※7 「血管肉腫」

血管肉腫とは、血管の内皮細胞から発生するがんのことです。体のいたるところにできる可能性があり、皮膚に生じることが多いがんです。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は、95,978千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	79,840,000
計	79,840,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） (2020年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2021年3月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	19,960,000	20,137,400	非上場	単元株式数100株
計	19,960,000	20,137,400	—	—

(注) 当社は、2020年10月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。本件は、2020年10月28日開催の臨時株主総会に付議し、本株主総会において承認可決され、2020年10月29日に払込手続を完了いたしました。これにより、発行済株式総数は177,400株増加し、提出日現在において20,137,400株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日	—	19,960,000	—	1,900,000	—	—

(注) 当社は、2020年10月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。本件は、2020年10月28日開催の臨時株主総会に付議し、本株主総会において承認可決され、2020年10月29日に払込手続を完了いたしました。これにより、発行済株式総数は177,400株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ99,964千円増加しています。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 19,960,000	199,600	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	19,960,000	—	—
総株主の議決権	—	199,600	—

(注) 当社は、2020年10月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。本件は、2020年10月28日開催の臨時株主総会に付議し、本株主総会において承認可決され、2020年10月29日に払込手続を完了いたしました。これにより、発行済株式総数は177,400株増加し、議決権の数が1,774個増加しています。

② 【自己株式等】

2020年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2020年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,007,030	1,775,764
売掛金	—	120,693
製品	—	28,266
仕掛品	289,749	231,793
原材料及び貯蔵品	16,006	15,700
前払費用	46,800	52,895
未収消費税等	41,443	—
その他	9	261
流動資産合計	2,401,040	2,225,374
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	9,971	10,617
機械及び装置（純額）	47,932	45,447
工具、器具及び備品（純額）	10,264	11,704
有形固定資産合計	68,168	67,768
無形固定資産		
特許権	70,024	68,634
商標権	1,019	985
ソフトウェア	19,052	18,287
無形固定資産合計	90,096	87,907
投資その他の資産		
長期前払費用	79,006	76,148
その他	21,695	21,584
投資その他の資産合計	100,701	97,732
固定資産合計	258,966	253,408
資産合計	2,660,006	2,478,782
負債の部		
流動負債		
買掛金	23,806	10,302
1年内返済予定の長期借入金	※ 160,008	※ 160,008
未払金	38,764	37,023
未払費用	74,080	75,867
未払法人税等	6,682	3,206
未払消費税	—	2,264
預り金	3,913	10,250
賞与引当金	247	—
流動負債合計	307,503	298,922
固定負債		
長期借入金	※ 1,413,324	※ 1,373,322
長期未払金	211,653	208,494
退職給付引当金	37,492	39,427
固定負債合計	1,662,469	1,621,243
負債合計	1,969,973	1,920,166
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,900,000	1,900,000
利益剰余金	△1,209,966	△1,341,383
株主資本合計	690,033	558,616
純資産合計	690,033	558,616
負債純資産合計	2,660,006	2,478,782

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
売上高	109,721
売上原価	12,889
売上総利益	96,831
販売費及び一般管理費	226,731
営業損失(△)	△129,899
営業外収益	
還付加算金	30
その他	5
営業外収益合計	36
営業外費用	
支払利息	841
営業外費用合計	841
経常損失(△)	△130,703
税引前四半期純損失(△)	△130,703
法人税、住民税及び事業税	712
法人税等合計	712
四半期純損失(△)	△131,416

【注記事項】

(追加情報)

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

※ 財務制限条項

当社は、株式会社三井住友銀行との間で金銭消費貸借契約を締結しております。当該契約では以下の財務制限条項が付されております。当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。

2020年3月期以降の各決算期、以下に定める全ての事項を遵守すること。

- (1) 損益計算書の税引前当期純利益の連続2期合計額（初回を2020年3月期及び2021年3月期の2期とする。）をマイナス35億円以上に維持すること。
- (2) 株式公開日以降に到来する各事業年度の末日における貸借対照表の純資産の部の額を16億円以上に維持すること。
- (3) 貸付日以降、2020年7月末日から株式公開日までの間、貸付残高から10億円を控除した金額以上に現預金残高を維持すること。
- (4) 2020年3月期第4四半期以降の各四半期（ただし、株式公開日以降に限る。）の末日における決算短信において、現預金残高から有利子負債残高を控除した金額を5億円以上に維持すること。

なお、当第1四半期会計期間末において財務制限条項に抵触しておりません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
減価償却費	7,321千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、医薬品開発事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△6円58銭
(算定上の基礎)	
四半期純損失(△) (千円)	△131,416
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純損失(△) (千円)	△131,416
普通株式の期中平均株式数 (株)	19,960,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(第三者割当増資について)

当社は、2020年10月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。本件は、2020年10月28日開催の臨時株主総会に付議し、本株主総会において承認可決され、2020年10月29日に払込手を完了いたしました。

(1) 本第三者割当増資の概要

払込期日	2020年10月29日
募集株式の種類及び数	普通株式 177,400株
払込金額	1株につき1,127円
払込金額の総額	199,929,800円
増加する資本金及び資本準備金の額	増加する資本金の額：99,964,900円 増加する資本準備金の額：99,964,900円
割当先及び株式数	株式会社スズケン：88,700株 株式会社ハイメディック：88,700株

(2) 本第三者割当増資による発行済株式総数、資本金及び資本準備金の額の推移

増資前発行済株式数	19,960,000株	増資前資本金の額	1,900,000,000円	増資前資本準備金の額	—円
増加する株式数	177,400株	増加する資本金の額	99,964,900円	増加する資本準備金の額	99,964,900円
増資後発行済株式総数	20,137,400株	増資後資本金の額	1,999,964,900円	増資後資本準備金の額	99,964,900円

(コミットメントライン契約締結について)

当社は、2020年12月16日開催の取締役会において、安定的な資金調達枠の確保のため、以下の内容のコミットメントライン契約を株式会社みずほ銀行及び株式会社三井住友銀行と締結することを決議し、2020年12月30日付で契約を締結いたしました。

(契約の内容)

1. 借入先	株式会社みずほ銀行
2. コミットメントラインの総額	300,000千円
3. 契約締結日	2020年12月30日
4. 借入の用途	運転資金
5. コミットメント期間	2021年1月4日から2022年1月3日
6. 借入金利	基準金利＋スプレッド
7. 担保の状況	無担保、無保証
8. 財務制限条項	無し

(契約の内容)

1. 借入先	株式会社三井住友銀行
2. コミットメントラインの総額	200,000千円
3. 契約締結日	2020年12月30日
4. 借入の用途	運転資金
5. コミットメント期間	2021年1月4日から2022年1月3日
6. 借入金利	固定金利
7. 担保の状況	無担保、無保証
8. 財務制限条項	(1) 2021年3月期の税引前当期純利益をマイナス10億円以上に維持すること。 (2) 2021年3月期の決算期末の純資産の部の額をマイナス3億円以上に維持すること。 (3) 株式公開日以降の各決算期の末日における純資産の部の額を16億円以上に維持すること。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年3月12日

ステラファーマ株式会社

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

世山直孝 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

福竹徹 

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているステラファーマ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第14期事業年度の第1四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ステラファーマ株式会社の2020年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上